

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はグループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレートガバナンスを充実させていくことが経営上の重要課題であると位置づけ、これに継続的に取り組む。

経営理念

常に新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現を希求して、人類の幸福に貢献します。

信条

- ・品格を重んじ、あらゆる事に日々公明正大に努めます。
- ・一人ひとりの力を最大限に発揮し、自己の成長と共に社会の繁栄に努めます。

ビジョン

- ・世界中の人に必要とされる斬新で革新的な技術と商品を提供するグループを目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則 3-1 情報開示の充実】

(5) 社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由を招集通知にて開示しております。社内役員の個々の選任・指名についての説明の開示に関しては今後検討してまいります。

【補充原則 4-2-1 業績連動報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の適切な割合の設定】

現時点では持続的な成長に向けて売上高と利益を重点項目ととらえ、インセンティブとして機能するように、経営陣の報酬のうち賞与については売上高と売上高営業利益率の目標達成率を指標とする業績連動制を導入しています。今後は、中長期的な経営計画および業績等を反映させる報酬体系、および現金報酬と自社株報酬との割合について検討してまいります。

【補充原則 4-10-1 取締役の指名・報酬などの重要な事項に関する検討に当たっての独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、監査役会設置会社であり独立社外取締役を3名選任しておりますが取締役会の過半数には達しておりません。従来より、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等は取締役会の決議事項としておりますが、今後は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることといたします。

【補充原則 4-11-3 取締役会の実効性の評価】

取締役会の実効性の評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、毎年、各取締役および監査役に対して、取締役会に関する意見を求めるなどして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することといたします。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、3ヶ年のグループ中期経営計画等の公表にあたっては、計画の策定方針や収益率等の目標、および目標の実現に向けた施策も含めて、株主総会や決算説明会で株主・投資家等に対してわかりやすい説明に努めております。今後は、資本効率等に関する目標値の公表も検討し、当社の経営戦略、経営計画やその具体的な施策についてより明確に説明できる体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】

当社グループが成長し企業価値を高めていくためには、事業活動における様々な取引関係の維持・強化が必要であり、当社グループは、取引関係の維持・強化のために政策的に株式を保有することがあります。主要な政策保有株式については毎年、取締役会にて当社グループにとって中長期的な企業価値の向上に繋がるか否かといった観点も踏まえて、中長期的な経済合理性や将来の見通しを鑑みその保有の意義を検証しております。当社グループが保有する政策保有株式の議決権行使については、基本的には投資先企業の経営方針や経営戦略等を十分吟味した上で、株主共同の利益が大きく損なわれていないか、また当社グループへの影響などを総合的に勘案して行使しております。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、法令の定めにより、取締役会の承認を得るとともに、当該取引後、その重要な事実を取締役に報告しており、また、当社は、関連当事者間の取引については、法令等に基づき開示するとともに、重要なものについて取締役会に報告しております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

当社は、株主・投資家を含む全てのステークホルダーへの適時適切な情報の開示が、当社に対する信頼と適正な評価につながるものであると認識し、公平かつ適正に開示するよう努めております。

(1) 当社は、当社の経営理念である根本方針・服務精神および中期経営計画等を当社ホームページ等にて開示しております。

(<http://www.tskg-hd.com/company/policy.html>)

(<http://www.tskg-hd.com/irnews/wp-content/uploads/sites/3/2013/05/20130515chukei.pdf>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書および有価証券報告書にて開示しております。

(<http://www.tskg-hd.com/ir/governance.html>)

(3)経営陣幹部および取締役の報酬の決定にあたっては、職務執行の対価という位置づけと経営目標達成を動機づけるインセンティブとしての機能の両面を考慮しています。企業業績、各人の役割・責任の大きさ、他社の報酬水準を勘案して、役位別の月額報酬を決定するとともに、賞与は、経営戦略と連動する経営指標に目標値を定め、業績連動賞与として支払っております。また、取締役の報酬等は、株主総会の決議により決定した報酬限度額内において、取締役会で決定しております。

(4)経営陣幹部および取締役の選任については、経営戦略立案に必要な事業環境の理解や取締役会が定めた経営戦略等を適切に執行できる経験と能力、経営戦略の妥当性やリスクを多面的に審議できるような経験、知識、専門性を有することを人材要件とします。経営陣幹部および取締役の選任・指名にあたっては、取締役会で上記の方針に基づきその適格性等を十分に審議し決定しております。また、監査役候補の指名については、当社の事業に精通し、または財務・会計等に関する知見もしくは経営に関する豊富な経験を有することを人材要件とします。監査役の選任・指名にあたっては、監査役会の同意を経て取締役会で決定しております。

【補充原則 4-1-1 取締役会の役割・責務 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機能を担う取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を担う経営執行会議・経営戦略会議および執行役員を設けており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離しております。

取締役会は法令および定款ならびに取締役会規則にて定められた事項、当社および当社グループにおいて特に重要な事項を決定しています。経営執行会議は、決裁規定に基づき、当社グループの業務執行に係る重要事項を決議しております。また、グループ会社が迅速な業務執行ができるよう適切な権限委譲を行っております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、社外取締役と社外監査役の独立性判断基準を定め、当社ホームページにて開示しております。
(http://www.tskg-hd.com/ir/independence_standards.html)

【補充原則 4-11-1 取締役会の多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、性別・国籍・年齢等に関わらず、知識・経験・能力等のバランスを考慮した構成とし、その員数は独立性を有した社外取締役を含め、定款に定める15名以内とすることとしております。

現在の当社の取締役会は、経営企画、経営管理、開発機能の各分野において専門的な知識および豊富な経験を有する業務執行取締役と公認会計士、元外交官、大学教授のそれぞれ専門的な知識・見識・豊富な経験を有する者で構成されております。

現在の当社の取締役会は、取締役が9名で構成されており、そのうち社外取締役は3名であり、適切な体制と判断しておりますが、引き続き取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性の確保を図りながら、今後も適切な構成となるよう努めてまいります。

【補充原則 4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、招集通知を通じ、毎年開示しております。

当社の取締役および監査役は他の上場会社の役員を兼任している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できていると判断しております。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役、監査役および執行役員に対して、就任時に必要に応じて研修機会の提供を行い、社外取締役および社外監査役の就任にあたっては当社の事業・財務・組織等に関する説明を実施しております。また、就任後も、その役割・責務を果たすために必要な知識を習得する機会を提供するとともに、外部機関の研修等も活用し、その費用の支援を行っております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を積極的に行うよう努めております。また、株主・投資家を含む全てのステークホルダーへの適時適切な情報開示が当社に対する信頼と適正な評価に繋がることと認識し、「IR基本方針」を定めて、当社ホームページにて開示しております。
(<http://www.tskg-hd.com/ir/policy.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,464,500	10.32
学校法人東洋食品工業短期大学	16,192,494	7.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,775,800	5.87
公益財団法人東洋食品研究所	12,390,135	5.69
株式会社三井住友銀行	6,500,000	2.98
富国生命保険相互会社	5,600,000	2.57
三井住友信託銀行株式会社	5,492,000	2.52
東洋インキSCホールディングス株式会社	3,798,969	1.74
株式会社群馬銀行	3,619,631	1.66
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,484,331	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

- ・上記のほか、当社が自己株式14,910,668株を保有しております。
- ・マロン・アセット・マネジメント・エルエルピーから、平成27年2月4日付けの大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成27年1月30

日現在で13,217,631株(保有割合 6.07%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年9月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社として東洋鋼板株式会社を有しております。当社の常務執行役員1名および監査役1名が、それぞれ同社の社外取締役および社外監査役を兼務しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒井 瑞夫	公認会計士											
小林 秀明	その他											
片山 傳生	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 瑞夫	○	——	公認会計士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を当社の経営全般に活かしていただくためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として活躍いただくためであります。
小林 秀明	○	・株式会社電算 社外取締役 ・当社と株式会社電算との間に重要な取引関係は	長年の外交官としての豊富な経験と幅広い知識・見識を当社の経営全般に活かしていただくためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役

		ありません。	の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として活躍いただくためであります。
片山 傳生	○	——	大学教授としての専門的な知識・見識、豊富な経験を当社の経営全般に活かしていただくためであります。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として活躍いただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に従い、監査役会が作成した監査計画に基づいて監査役監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、取締役および使用人等から受けた報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査、代表取締役と定期的に会合を行うなど、取締役または使用人の職務の執行を監査しております。

当社監査役と会計監査人は、四半期ごとに定期的な会合を実施し（年間4回）、監査体制、監査計画および監査の実施状況などについて確認を行っているほか、必要に応じて適宜会合を実施し、情報・意見交換を行うなど相互に連携を図り監査業務の充実に取り組んでおります。このほか、会計監査人、監査役および監査室は情報交換会を適宜実施しております。

当社の会計監査業務を行った公認会計士の氏名および所属する監査法人につきましては次のとおりです。

＜会計監査業務を行った公認会計士の氏名および所属する監査法人＞

・吉澤秀雄（監査法人双研社）

・渡辺 篤（監査法人双研社）

また、公認会計士15名が会計監査業務に携わっております。

内部監査については、法令を遵守した企業活動の徹底を図り、経営の効率性を高めるために、社長直轄の内部監査部門として監査室（公認内部監査人1名を含む8名で構成）を設置しております。監査室は、内部監査規定および内部監査基本計画書に従い、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制の整備および運用状況を主な対象とした内部監査を定期的に実施することで、内部統制機能の向上を図っております。

監査役と監査室とは随時会合を実施し、情報・意見交換を行うなど相互に連携を図り監査業務の充実に取り組んでおります。このほか、会計監査人、監査役および監査室は情報交換会を適宜実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小西龍作	他の会社の出身者													
廣瀬彰	税理士													
片山隆之	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小西龍作	○	・日本臓器製薬株式会社 代表取締役社長 ・当社と日本臓器製薬株式会社との間に重要な取引関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い知識・見識を当社の監査に活かしていただくためであります。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として活躍いただくためであります。
廣瀬彰	○	——	税理士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を当社の監査に活かしていただくためであります。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として活躍いただくためであります。
片山隆之	○	・参天製薬株式会社 社外取締役 ・当社と参天製薬株式会社との間に重要な取引関係はありません。 ・片山隆之氏は、当社グループにおいて資材の調達先である帝人株式会社の出身者ですが、同社との取引高は僅少であります。	経営者としての豊富な経験と幅広い知識・見識を当社の監査に活かしていただくためであります。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として活躍いただくためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

6 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策については今後の検討課題と認識しておりますが、現在のところ実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等については、取締役と監査役に分けてそれぞれ報酬等の種類別に開示しております。また、社外役員の報酬等についても別途開示

しております。

(平成26年4月～平成27年3月にかかる役員報酬等の内容)

＜基本報酬＞

- ・取締役11名に対して240百万円(うち社外取締役4名に対して20百万円)
- ・監査役6名に対して60百万円(うち社外監査役3名に対して18百万円)

＜賞与＞

- ・取締役8名に対して28百万円(うち社外取締役3名に対して3百万円)
- ・監査役5名に対して10百万円(うち社外監査役3名に対して3百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の当社第93回定時株主総会において年額430百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議いただいております。当社取締役の報酬は、基本報酬と賞与で構成されます。基本報酬については、社内・社外別に各取締役の役職に応じ決定しております。賞与については、各取締役の役職に、業績を加味して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、総務部が窓口となり、各種連絡・情報提供を行っております。

社外監査役については、総務部および常勤監査役が各種連絡・情報提供を行っているほか、監査役専従のスタッフを1名配置し、監査役業務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度採用会社であり、監査役による取締役の職務遂行および当社の経営状況の監視を実施しております。

取締役会は取締役9名で構成されており、うち社外取締役が3名であります。取締役会は原則として毎月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催され、経営に関する重要事項等を決定しております。なお、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期は1年としております。

社外取締役は、当社と重要な取引関係にない独立した立場で取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜・適切に行うなどの経営管理機能を果たしております。

監査役会は監査役5名で構成されており、うち社外監査役が3名であります。監査役会は、原則として毎月1回および必要があるときに随時開催され、経営状態を監視しております。監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に従い、監査役が作成した監査計画に基づいて監査役監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、取締役および使用人等から受けた報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査、代表取締役と定期的に会合を行うなど、取締役または使用人の職務の執行を監査しております。

社外監査役は、取締役会において議案審議等に必要な質問、意見の表明を適宜行うとともに、監査役会において意見交換および監査事項の協議を行うなど監査機能を果たしております。なお、監査役の機能強化に向けた取組状況については、「1. 機関構成組織運営等に係る事項【監査役関係】」に記載しております。

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員および常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、主力事業会社社長および準主力事業会社社長役により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。

なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。

また、法令を遵守した企業活動の徹底を図り経営の効率性を高めるために監査室(8名で構成)を設置し、内部監査の強化に努めております。

当社の会計監査業務を行った公認会計士の氏名および所属する監査法人については、次のとおりです。

吉澤秀雄(監査法人双研社)

渡辺 篤(監査法人双研社)

なお、公認会計士15名が会計監査業務に携わっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外監査役を含めた監査役による取締役の職務遂行および経営状況の監視のほか、社外取締役による経営の監督が十分に機能していることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送(3週間前)を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の前日に株主総会を開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を作成し、和文・英文ともに当社ホームページおよび東京証券取引所ホームページに掲載しているほか、別途招集通知掲載サイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「IR基本方針」を作成し、当社ホームページにて開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として決算発表および第2四半期決算発表を実施した後に実施しております。(約1週間後)	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」・「四半期決算短信」をホームページに掲載しております。また、適時開示事項をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部および総務部にIR担当者を配置しております。(兼任)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理法令遵守のための企業行動規準」をグループ各社で策定するとともに、当社はグループ各社の支援および統括することにより、コンプライアンス活動を推進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループとしてのCSR活動に取り組んでおり、グループ各社でのCSR推進体制構築やグループCSRレポートの発行などを中心にグループCSR推進の基盤作りを進めております。 なお、詳細につきましては、当社ホームページ(http://www.tskg-hd.com/csr/activity.html)に掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制の体制」という。）を整備しております。

1. 当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社およびグループ各社に適用される企業行動憲章を定め、東洋製罐グループコンプライアンス推進委員会（以下「推進委員会」という。）および運営事務局を設置して、グループ会社全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスの取り組みを統括する。
- (2) 当社およびグループ各社は、推進委員会のもと、当社およびグループ各社の取締役、執行役員および従業員等（以下、総称して「役員および従業員等」という。）の法令および定款ならびに企業倫理を遵守するための行動規範として企業行動規程を策定するとともに、役員および従業員等の教育研修を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (3) 当社およびグループ各社は、法令違反その他コンプライアンスに関して疑義ある行為について、従業員等が直接情報提供する手段として、コンプライアンス相談窓口を設置するとともに当該制度の運用規定を定め、コンプライアンスに関する通報・相談体制を整備して、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見・是正を図る。

2. 当社およびグループ各社における取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ各社は、法令・社内規定に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、審議書・承認書等その他取締役の職務執行にかかる情報を規定に定める保存期間中、適切かつ検索可能性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役による閲覧が可能な状態を維持するとともに、情報管理に関する規定を策定し、情報の適正な管理を図る。

3. 当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、東洋製罐グループのリスク管理に関する基本方針を定め、当社およびグループ各社においてリスク管理体制を整備するとともに、当社は、その経営会議等を通じてグループ各社のリスク管理状況を確認し、改善および是正措置を講じる。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて当社がグループ各社を統括して、またはグループ各社において危機対策本部を設置し、東洋製罐グループ全体の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 当社およびグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会での決議事項および報告事項を定めるとともに、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、グループ全体の経営方針および経営戦略ならびに業務執行にかかる重要事項について適切かつ迅速に意思決定する。
- (2) 当社は、経営会議での審議事項および報告事項を定めるとともに、経営会議を原則として月3回開催するほか、適宜臨時に開催し、当社およびグループ各社の重要な業務執行にかかる事項について協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。またグループ各社においても、原則として経営会議等を設置し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。
- (3) 当社およびグループ各社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社または当社との事前の協議に基づきグループ各社が定めた事務分掌規定、決裁規定および職務権限規定等に従い、各担当部門がこれを実施し、取締役は必要に応じて確認・是正する。

5. その他当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社の事業を統括する持株会社として、グループ各社と定期的に会議を開催して、事業内容および業績の状況等を確認および検証する。
- (2) 当社は、グループ会社経営管理規定を定め、グループ各社から業務執行の状況等について報告を受ける体制その他経営管理・支援を行う体制を整備し、グループ各社の経営の適正を図る。
- (3) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を社長に報告する。
- (4) 当社およびグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 取締役は、監査役が必要とする員数を監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき専任の従業員として監査役補助者を任命する。
- (2) 監査役補助者は、その職務執行にあたり監査役の指揮命令を受け、取締役からは指揮命令を受けない。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で、取締役が決定する。

7. 当社およびグループ各社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 役員および従業員等は、経営会議等を通じて、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適宜報告する。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および従業員等に対して報告を求めることができるほか、当社およびグループ各社における各種業務の重要な会議に出席できる。
- (2) 当社の内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社およびグループ各社を対象とした内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- (3) 当社およびグループ各社は、役員および従業員等がコンプライアンス上の問題を監査役に適切に報告する体制を整備する。
- (4) 当社およびグループ各社は、監査役への報告を理由として、報告者がいかなる不利益な取扱いも受けないものとし、それに必要な体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社長、内部監査部門および会計監査人と相互に情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図る。
- (2) 監査役は、当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (3) 当社およびグループ各社は、監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当な要求は断固として拒絶し反社会的勢力との関係を遮断する。
2. 当社およびグループ各社は、反社会的勢力への対応について企業行動規準等に定め、役員および従業員等に周知する。
また、当社およびグループ各社の総務部門を統括部門として警察等関連機関からの情報収集に努め、当該機関および弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を整備する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社の「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は次のとおりであります。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社グループは、「東洋製罐グループ第二次中期経営計画」を踏まえ、平成25年に、グループ成長の中長期ビジョンである「Growing 2022」を策定し、「容器をコアとして周辺分野へ発展したグローバル企業への成長」を10年後の当社グループの目指す姿として掲げ、その実現に向けて、平成25年度から平成27年度までの「東洋製罐グループ第三次中期経営計画」を進めております。当社グループは、これまで以上にグループ連携を加速し、既存事業の収益力の強化を図るとともに、成長性の高い海外事業および新規事業への戦略的投資を積極的に推進し、グループ企業価値の向上を目指します。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社においては、取締役会は取締役9名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は3名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を占めております。当社は、社外取締役3名全員を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。監査役会は、監査役5名で構成されており、そのうち独立性を有する社外監査役は3名です。これら社外取締役及び社外監査役による、取締役会における積極的な意見の表明とそれにとまなう活発な議論は取締役会の活性化に繋がっております。当社は、これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役による経営陣のモニタリングと、株主による毎年の取締役選任議案審議を通じたモニタリングによって、当社経営体制に対するモニタリングを確保しております。

一方で、当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針及び諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員及び常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、主力事業会社社長及び準主力事業会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」及び「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、役員・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得及び継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を随時設けております。内部統制の面においては、法令を遵守した企業活動の徹底を図り経営の効率性を高めるために監査室を設置し、内部監査の強化に努めております。

当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

(i) 当社は、平成27年5月15日開催の取締役会決議及び平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

(ii) 本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。なお、本プランの有効期間は、平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時と

されております。

(3)具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、更新に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非等について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される特別委員会により行われること、特別委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ

(<http://www.tskg-hd.com/irnews/wp-content/uploads/sites/3/2015/05/20150515boueisaku.pdf>)

に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

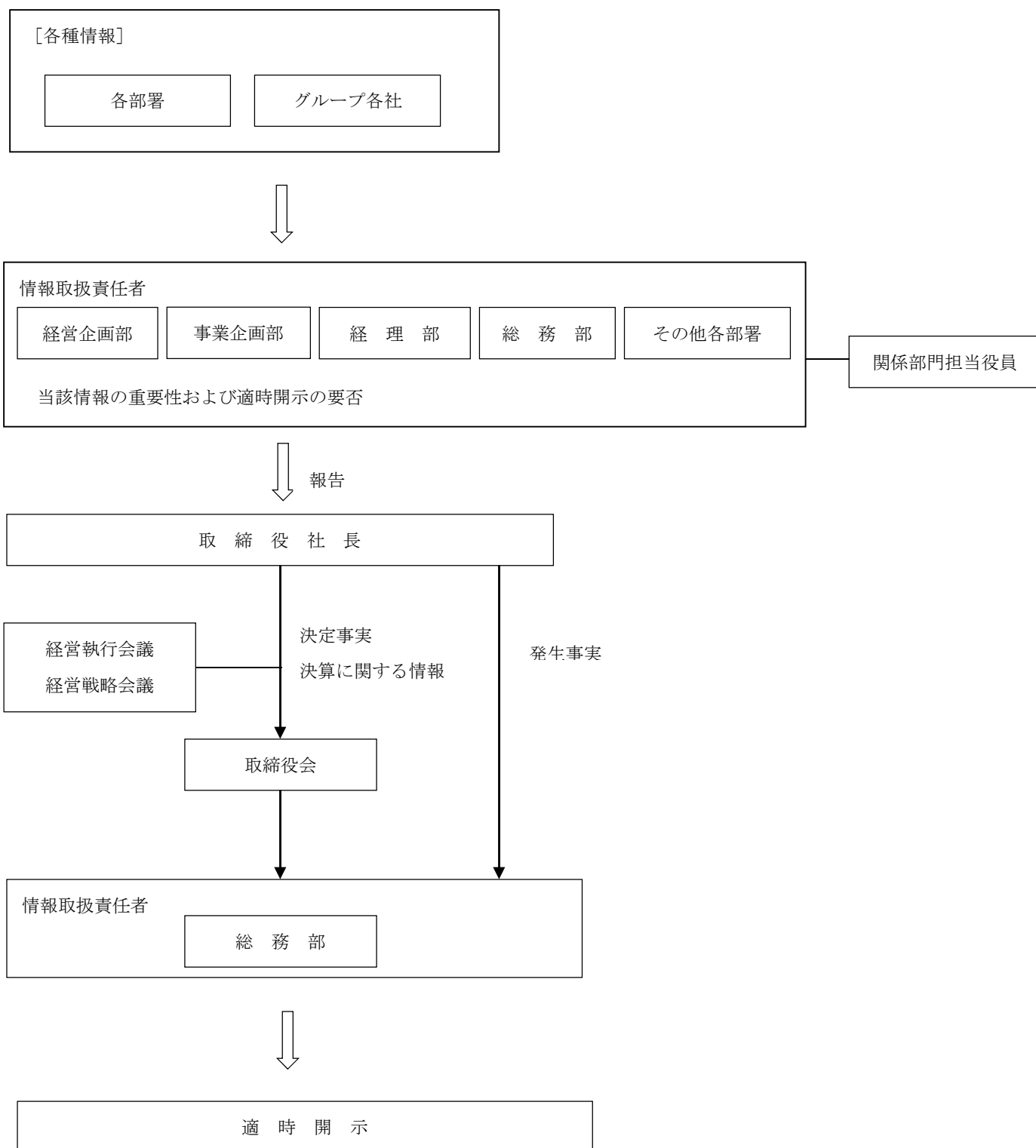
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は、金融商品取引法等関連諸法令および株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に則り、適時適切な会社情報の開示を行っております。

当社およびグループ各社に関する会社情報の開示については、当該情報について経営企画部、事業企画部、経理部、総務部ならびにその他各部署において当該情報の重要性や適時開示の可能性を検討・審査のうえ、決定事実および決算に関する情報は取締役会承認後速やかに、発生事実は発生後速やかに開示を行っております。

なお、会社情報の適時開示は、情報取扱責任者の指揮のもと総務部が担当しております。

〈会社情報の適時開示に係る社内体制のフロー〉



※決算に関する情報につきましては、会計監査人の監査またはレビューを経て適時開示を行っております。

(「業績予想の修正等」および「配当予想の修正等」を除く。)

以上

(当社におけるコーポレート・ガバナンスの体制の模式図)

